## <相続税の控除一覧表> (平成27年1月1日一部改正) ※詳しくは税務署、税理士にご相談ください。

○ 基礎控除(平成27年1月1日以降に相続が発生した場合)		
3000万円+(600万円×法定相続人数)		
○ 配偶者相続税軽減措置		
法定相続割合の範囲内/取得財産が1億6000万円まで無税		
○ 生命保険金及び死亡退職金に関する控除		
各500万円×法定相続人数(非課税総額)		
○ 債務控除(公租公課)		
住宅ローン・自動車ローン、金銭消費貸借上の債務、葬儀費用		
未納分であった税金の納付金(所得税・住民税・固定資産税・自動車税等)	(死亡日までの故人にかかった税金)	
○ 小規模宅地等の評価減特例		
特定居住者用宅地…被相続人が居住し、相続人が引き続き居住	(330平方メートルまで)→80%減	(完全併用可)
特定事業用宅地…事業に使われた宅地で承継者が取得	(400平方メートルまで)→80%減	
貸付事業用宅地等	(200平方メートルまで) →50%減 他	
○ 贈与税控除		
相続開始前3年間に贈与された財産について課された贈与税額		
○ 未成年者控除/障害者控除/相次相続控除/外国税控除 他		
		<u> </u>